

(5) 戸別所得補償制度について

25	戸別所得補償モデル対策の加入申請状況	33
26	変動部分の交付単価について	36
	(参考) 平成22年産米と平成21年産米の相対取引価格の比較 (速報)	37
27	米のモデル事業における支払金額 (見込み)	39
28	戸別所得補償制度の概要 (平成23年度概算決定)	40
29	米の所得補償交付金 (平成23年度概算決定)	41
30	米価変動補てん交付金 (平成23年度概算決定)	42
31	米の作付規模別10a当たり生産費	43
32	収入減少影響緩和対策について	46

25 戸別所得補償モデル対策の加入申請状況(確定値)①

1. 加入申請件数

(1) 経営形態別の加入申請件数

(単位:件、戸)

加入申請件数	経営形態別			
	個人	法人	集落営農	
			構成農家戸数	
1,330,233	1,317,055	5,897	7,281	224,602

(参考) 昨年の経営所得安定対策の集落営農加入数: 5,676 件

(2) 事業別の加入申請件数

(単位:件)

加入申請件数	うち 米戸別所得補償モデル事業	うち 水田利活用自給力向上事業
1,330,233	1,177,332	985,019

2. 加入申請面積

(1) 米戸別所得補償モデル事業

加入申請面積 1,152,339 ha

(参考) 主食用米関係の参考数値

- ・ 水稻共済加入面積から加工用米等の面積を控除した面積(H21): 145 万 ha
- ・ 平成 22 年産主食用米の生産数量目標の面積換算値: 154 万 ha

(2) 水田利活用自給力向上事業

(単位: ha)

	加入申請面積 (水田作面積)	参考データ
麦	166,560	○ 水田・畑作経営安定対策の申請面積(田畑合計) H21: 256,327 → H22: 255,426 ○ 産地づくり交付金の助成面積 H20: 109,949
大豆	115,476	○ 水田・畑作経営安定対策の申請面積(田畑合計) H21: 120,899 → H22: 114,066 ○ 産地づくり交付金の助成面積 H20: 109,797
飼料作物 (WCSを除く)	97,708	○ 産地づくり交付金の助成面積 H20: 81,617
米粉用米	4,961	○ 新規需要米取組計画書 H21: 2,401
飼料用米	14,914	○ 新規需要米取組計画書 H21: 4,123
バイオ燃料用米	397	○ 新規需要米取組計画書 H21: 295
WCS 用稲	15,971	○ 新規需要米取組計画書 H21: 10,203
そば	31,908	○ 産地づくり交付金の助成面積 H20: 29,755
なたね	919	-
加工用米	38,943	○ 加工用米取組計画書 H21: 26,126
その他作物	159,752	-

25 戸別所得補償モデル対策の加入申請状況(確定値)②

(単位:件、戸)

	加入申請 件数	経営形態別			
		個人	法人	集落営農	
				構成戸数	
北海道	27,577	26,573	979	25	182
青森	30,958	30,724	96	138	5,544
岩手	54,498	53,873	141	484	16,948
宮城	56,175	55,301	156	718	12,443
秋田	49,626	48,931	202	493	10,974
山形	39,993	39,539	142	312	10,622
福島	36,916	36,717	91	108	2,049
茨城	46,441	46,197	112	132	3,517
栃木	40,715	40,455	75	185	3,126
群馬	16,862	16,697	81	84	3,247
埼玉	11,289	11,200	36	53	4,052
千葉	9,003	8,928	60	15	338
東京	184	184	0	0	0
神奈川	1,905	1,902	2	1	5
山梨	13,139	13,110	29	0	0
長野	54,294	54,015	171	108	9,433
静岡	6,695	6,654	23	18	217
新潟	69,353	68,468	641	244	3,355
富山	25,685	24,968	296	421	11,722
石川	20,173	19,859	173	141	2,752
福井	25,777	25,279	186	312	7,036
岐阜	48,307	47,991	157	159	8,437
愛知	20,304	20,215	67	22	611
三重	27,704	27,475	88	141	6,351
滋賀	30,610	29,925	165	520	17,094

	加入申請 件数	経営形態別			
		個人	法人	集落営農	
				構成戸数	
京都	26,629	26,380	72	177	3,534
大阪	4,264	4,261	3	0	0
兵庫	76,393	75,978	82	333	13,020
奈良	7,890	7,873	5	12	453
和歌山	10,157	10,151	6	0	0
鳥取	25,088	24,929	87	72	2,193
島根	28,687	28,418	150	119	2,113
岡山	29,726	29,614	82	30	1,163
広島	35,235	34,981	210	44	578
山口	32,536	32,262	136	138	2,509
徳島	9,696	9,660	33	3	18
香川	31,526	31,373	91	62	6,747
愛媛	19,836	19,731	71	34	392
高知	9,409	9,375	29	5	31
福岡	45,089	44,559	125	405	18,392
佐賀	23,727	23,196	49	482	17,763
長崎	17,583	17,478	38	67	2,209
熊本	39,653	39,233	128	292	9,296
大分	25,169	24,868	165	136	3,134
宮崎	32,908	32,812	89	7	246
鹿児島	34,039	33,935	76	28	754
沖縄	810	808	1	1	2

合計	1,330,233	1,317,055	5,897	7,281	224,602
----	-----------	-----------	-------	-------	---------

25 戸別所得補償モデル対策の加入申請状況(確定値)③

(単位:ha)

	米戸別所得補償モデル事業	水田利活用自給力向上事業										
		戦略作物										その他作物
		主食用米	麦	大豆	飼料作物(除WCS用稲)	米粉用米	飼料用米	バイオ燃料用米	WCS用稲	そば	なたね	
北海道	111,877	30,849	14,709	24,726	108	385	80	100	7,678	132	2,027	31,880
青森	36,041	2,030	4,018	4,407	98	843	0	163	1,730	48	2,212	7,294
岩手	50,599	3,516	3,595	8,803	44	807	0	326	698	37	1,591	4,775
宮城	68,468	2,605	10,522	6,545	244	1,454	0	1,188	545	29	1,349	3,142
秋田	75,161	453	7,947	2,196	748	730	0	669	1,969	138	8,023	6,749
山形	59,960	106	6,340	2,462	100	1,091	0	435	3,828	29	2,742	5,250
福島	39,904	387	1,400	2,469	76	757	0	550	2,065	33	1,121	2,723
茨城	31,972	5,968	3,190	605	39	565	0	426	1,042	5	1,789	6,295
栃木	45,422	12,774	4,074	4,456	368	1,288	0	619	1,026	11	1,580	5,768
群馬	8,936	7,163	151	247	125	139	0	291	27	0	674	1,106
埼玉	8,297	4,414	356	172	206	285	0	99	73	3	99	1,203
千葉	9,422	488	440	312	31	493	0	233	11	0	590	625
東京	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	902	5	3	19	0	4	0	0	0	0	0	79
山梨	3,230	19	116	37	11	0	0	7	152	0	18	606
長野	22,707	2,190	1,570	651	72	89	0	116	2,005	4	508	4,335
静岡	5,200	794	237	65	5	299	0	151	52	7	92	623
新潟	93,235	382	6,393	467	1,727	864	317	275	1,246	11	7,435	5,125
富山	37,337	2,990	4,844	364	192	64	0	55	222	52	1,413	1,606
石川	24,866	923	1,201	64	18	112	0	12	291	0	875	812
福井	25,241	4,851	1,275	52	5	101	0	81	2,459	0	742	2,493
岐阜	19,479	3,042	2,364	694	30	497	0	94	205	9	161	5,330
愛知	12,216	5,130	3,983	228	28	205	0	80	28	1	307	1,232
三重	18,691	5,889	3,755	121	83	82	0	133	128	30	410	1,793

(単位:ha)

	米戸別所得補償モデル事業	水田利活用自給力向上事業										
		戦略作物										その他作物
		主食用米	麦	大豆	飼料作物(除WCS用稲)	米粉用米	飼料用米	バイオ燃料用米	WCS用稲	そば	なたね	
滋賀	30,406	7,436	5,642	282	38	99	0	163	401	48	607	1,886
京都	12,126	263	317	90	12	40	0	19	94	0	76	2,113
大阪	811	0	6	1	3	0	0	0	0	0	0	554
兵庫	34,972	2,381	2,055	1,335	51	28	0	194	389	31	522	7,440
奈良	2,280	111	67	4	37	7	0	28	3	1	3	667
和歌山	3,046	0	23	1	0	3	0	0	0	0	0	819
鳥取	12,902	102	766	930	11	186	0	208	280	24	86	2,499
島根	17,660	630	825	635	9	370	0	132	334	31	176	2,621
岡山	15,566	2,076	1,424	1,205	100	240	0	283	158	7	227	2,416
広島	21,074	151	567	1,056	57	16	0	162	432	7	216	2,271
山口	22,568	942	598	970	5	61	0	64	63	2	0	2,246
徳島	2,627	65	52	193	18	182	0	47	3	0	0	2,027
香川	14,286	2,295	116	179	3	22	0	16	27	3	0	1,503
愛媛	10,230	1,659	324	420	10	12	0	58	14	1	0	1,586
高知	3,069	3	123	297	20	337	0	56	14	0	2	2,545
福岡	30,264	20,091	7,840	1,001	40	390	0	564	59	42	428	7,425
佐賀	27,191	20,422	7,489	721	13	132	0	138	16	3	107	2,254
長崎	8,583	1,197	387	3,574	3	109	0	125	83	13	19	1,727
熊本	29,060	5,496	2,073	5,681	111	649	0	3,326	705	69	305	7,698
大分	15,335	4,126	1,834	2,117	15	586	0	755	244	24	36	1,476
宮崎	13,465	53	217	9,075	24	166	0	2,778	239	12	40	3,091
鹿児島	14,714	94	249	7,776	17	127	0	694	868	22	338	1,900
沖縄	897	0	0	7	4	0	0	59	0	0	0	145
合計	1,152,339	166,560	115,476	97,708	4,961	14,914	397	15,971	31,908	919	38,943	159,752

26 変動部分の交付単価について

○変動部分の交付単価（平成23年2月22日公表）

15,100円/10a（約1,700円/60kg）

【変動部分の交付単価の算定方法】

① 標準的な販売価格

11,978円/60kg

※ 全銘柄平均の相対取引価格の過去3年（平成18産から20年産）の平均から流通経費等（平成16年から18年）を差し引いて算定

<相対取引価格の過去3年平均> <流通経費等> <販売による農家手取り価格>
14,838円 - 2,860円 = 11,978円

② 22年産の販売価格（販売による農家手取り価格）

10,263円/60kg

※ 22年産の全銘柄平均の相対取引価格（出回りから1月）の平均から直近の流通経費等（平成18年から20年）を差し引いて算定

<22年産相対取引価格（1月まで）> <流通経費等> <販売による農家手取り価格>
12,723円 - 2,460円 = 10,263円

③ 差引（①－②）

1,715円/60kg

④ 交付単価（③×530kg/10a÷60kg）

15,100円/10a

（参考）

定額部分の単価 15,000円/10a（約1,700円/60kg）

定額部分と変動部分の合計で30,100円/10a（約3,400円/60kg）

(参考) 平成22年産米と平成21年産米の相対取引価格の比較(速報:23年1月)①

(北海道から岐阜まで)

単位：円/60kg

産地	品種銘柄	地域区分	平成21年産 (通年の平均価格) ①	平成22年産 (平成23年1月まで の平均価格) ②	価格差 ③=②-①
北海道	きらら397		13,669	11,109	▲ 2,560
北海道	ななつぼし		13,803	11,411	▲ 2,392
北海道	ほしのゆめ		13,990	11,900	▲ 2,090
青森	つがるロマン		13,780	11,362	▲ 2,418
青森	まっしぐら		13,454	11,023	▲ 2,431
青森	むつほまれ		13,464	10,794	▲ 2,670
岩手	ひとめぼれ		14,374	11,947	▲ 2,427
岩手	あきたこまち		13,910	11,865	▲ 2,045
岩手	いわてっこ		13,671	11,063	▲ 2,608
宮城	ひとめぼれ		14,526	12,072	▲ 2,454
宮城	ササニシキ		14,871	12,085	▲ 2,786
宮城	まなむすめ		13,294	11,031	▲ 2,263
秋田	あきたこまち		14,603	12,501	▲ 2,102
秋田	ひとめぼれ		13,694	11,673	▲ 2,021
秋田	めんこいな		13,192	11,215	▲ 1,977
山形	はえぬき		13,914	11,715	▲ 2,199
山形	コシヒカリ		15,030	13,635	▲ 1,395
山形	ひとめぼれ		14,402	12,497	▲ 1,905
福島	コシヒカリ	中通り	14,149	12,540	▲ 1,609
福島	コシヒカリ	会津	15,005	13,650	▲ 1,355
福島	コシヒカリ	浜通り	14,144	12,782	▲ 1,362
福島	ひとめぼれ		13,894	11,503	▲ 2,391
福島	あきたこまち		13,958	11,435	▲ 2,523
茨城	コシヒカリ		14,388	13,046	▲ 1,342
茨城	あきたこまち		14,038	12,421	▲ 1,617
茨城	ゆめひたち		13,574	11,988	▲ 1,586
栃木	コシヒカリ		14,235	12,735	▲ 1,500
栃木	あさひの夢		13,085	10,572	▲ 2,513

産地	品種銘柄	地域区分	平成21年産 (通年の平均価格) ①	平成22年産 (平成23年1月まで の平均価格) ②	価格差 ③=②-①
栃木	なすひかり		13,474	11,694	▲ 1,780
群馬	あさひの夢		13,284	11,534	▲ 1,750
埼玉	彩のかがやき		13,826	12,020	▲ 1,806
埼玉	コシヒカリ		14,730	13,040	▲ 1,690
埼玉	キヌヒカリ		14,013	12,704	▲ 1,309
千葉	コシヒカリ		14,360	12,894	▲ 1,466
千葉	ふさおとめ		13,587	12,003	▲ 1,584
千葉	ふさこがね		13,517	11,529	▲ 1,988
山梨	コシヒカリ		17,594	17,049	▲ 545
長野	コシヒカリ		14,732	13,635	▲ 1,097
長野	あきたこまち		13,901	12,446	▲ 1,455
静岡	コシヒカリ		15,291	13,941	▲ 1,350
静岡	キヌヒカリ		13,655	12,694	▲ 961
新潟	コシヒカリ	一般	16,286	15,468	▲ 818
新潟	コシヒカリ	魚沼	22,866	21,719	▲ 1,147
新潟	コシヒカリ	岩船	16,700	15,768	▲ 932
新潟	コシヒカリ	佐渡	16,712	15,832	▲ 880
新潟	こしいぶき		13,952	12,597	▲ 1,355
富山	コシヒカリ		14,721	13,803	▲ 918
富山	てんたく		14,223	12,575	▲ 1,648
石川	コシヒカリ		14,556	13,381	▲ 1,175
石川	ゆめみづほ		13,593	12,308	▲ 1,285
福井	コシヒカリ		14,934	13,336	▲ 1,598
福井	ハナエチゼン		13,974	12,380	▲ 1,594
岐阜	ハツシモ		14,794	13,078	▲ 1,716
岐阜	コシヒカリ		15,159	13,679	▲ 1,480
岐阜	あきたこまち		14,236	12,793	▲ 1,443

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1)相対取引価格は、①全国出荷団体、②年間の玄米仕入数量が5,000トン以上の道県出荷団体等、③年間の直接販売数量が5,000トン以上の出荷業者と卸売業者等の主食用の相対取引契約(数量と価格が決定した時点を基準としている。)の価格(運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格。)であり、その契約数量を用いて加重平均した価格である。

その際、新潟、長野、静岡以東(東日本)の産地品種銘柄については受渡地を東日本としているものを、富山、岐阜、愛知以西(西日本)の産地品種銘柄については受渡地を西日本としているものを加重平均している。

2)また、相対取引価格は、個々の契約数量に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて等級及び付加価値等(栽培方法等)の価格調整が行われることがある。

3)産地品種銘柄は、21年産の公表対象産地品種銘柄または公表対象となっていなかった府県の21年産検査数量上位の1品種銘柄で、かつ、月1,000トン以上の取引があったものである。

(参考) 平成22年産米と平成21年産米の相対取引価格の比較(速報:23年1月)②

(愛知から鹿児島まで、全銘柄平均)

単位：円/60kg

産地	品種銘柄	地域区分	平成21年産 (通年の平均価格) ①	平成22年産 (平成23年1月まで の平均価格) ②	価格差 ③=②-①
愛知	あいちのかおり		13,450	12,799	▲ 651
愛知	コシヒカリ		14,156	13,308	▲ 848
三重	コシヒカリ	一般	14,639	13,119	▲ 1,520
三重	コシヒカリ	伊賀	15,048	13,530	▲ 1,518
三重	キヌヒカリ		14,029	12,016	▲ 2,013
滋賀	コシヒカリ		14,617	13,311	▲ 1,306
滋賀	キヌヒカリ		14,133	12,031	▲ 2,102
滋賀	日本晴		13,868	11,909	▲ 1,959
京都	コシヒカリ		14,885	13,462	▲ 1,423
京都	キヌヒカリ		14,166	12,125	▲ 2,041
兵庫	コシヒカリ		14,905	13,648	▲ 1,257
兵庫	キヌヒカリ		13,658	12,145	▲ 1,513
兵庫	ヒノヒカリ		13,527	12,003	▲ 1,524
奈良	ヒノヒカリ		14,192	12,075	▲ 2,117
鳥取	コシヒカリ		14,518	13,215	▲ 1,303
鳥取	ひとめぼれ		13,981	12,043	▲ 1,938
島根	コシヒカリ		14,510	13,179	▲ 1,331
島根	きぬむすめ		14,080	12,360	▲ 1,720
島根	ハナエチゼン		13,946	12,395	▲ 1,551
岡山	ヒノヒカリ		13,299	11,925	▲ 1,374
岡山	アケボノ		12,410	11,045	▲ 1,365
岡山	コシヒカリ		14,508	13,032	▲ 1,476
広島	コシヒカリ		14,532	11,936	▲ 2,596
広島	中生新千本		13,340	10,370	▲ 2,970
広島	あきろまん		13,853	11,859	▲ 1,994
山口	コシヒカリ		13,909	12,880	▲ 1,029
山口	ヒノヒカリ		13,406	12,157	▲ 1,249

産地	品種銘柄	地域区分	平成21年産 (通年の平均価格) ①	平成22年産 (平成23年1月まで の平均価格) ②	価格差 ③=②-①
山口	ひとめぼれ		13,585	12,167	▲ 1,418
徳島	コシヒカリ		14,359	12,849	▲ 1,510
徳島	キヌヒカリ		13,682	12,178	▲ 1,504
香川	ヒノヒカリ		13,924	11,577	▲ 2,347
香川	コシヒカリ		14,643	13,275	▲ 1,368
愛媛	コシヒカリ		13,871	13,209	▲ 662
愛媛	ヒノヒカリ		13,194	12,350	▲ 844
愛媛	あきたこまち		13,223	12,543	▲ 680
高知	コシヒカリ		14,521	13,838	▲ 683
高知	ヒノヒカリ		14,375	13,406	▲ 969
福岡	ヒノヒカリ		14,079	12,290	▲ 1,789
福岡	夢つくし		15,902	14,722	▲ 1,180
佐賀	ヒノヒカリ		13,702	12,175	▲ 1,527
佐賀	夢しずく		13,959	12,233	▲ 1,726
佐賀	コシヒカリ		16,217	15,802	▲ 415
長崎	ヒノヒカリ		14,009	12,609	▲ 1,400
長崎	コシヒカリ		14,986	13,846	▲ 1,140
熊本	ヒノヒカリ		14,105	12,217	▲ 1,888
熊本	コシヒカリ		14,726	13,206	▲ 1,520
熊本	森のくまさん		13,957	12,255	▲ 1,702
大分	ヒノヒカリ		14,066	12,146	▲ 1,920
大分	ひとめぼれ		14,239	12,001	▲ 2,238
宮崎	コシヒカリ		15,227	13,985	▲ 1,242
宮崎	ヒノヒカリ		14,145	12,741	▲ 1,404
鹿児島	ヒノヒカリ		14,178	12,374	▲ 1,804
鹿児島	コシヒカリ		14,637	13,406	▲ 1,231

全銘柄平均	14,470	12,723	▲ 1,747
-------	--------	--------	---------

資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注：1) 相対取引価格は、①全国出荷団体、②年間の玄米仕入数量が5,000トン以上の道県出荷団体等、③年間の直接販売数量が5,000トン以上の出荷業者と卸売業者等の主食用の相対取引契約(数量と価格が決定した時点を基準としている。)の価格(運賃、包装代、消費税相当額を含む1等米の価格。)であり、その契約数量を用いて加重平均した価格である。

その際、新潟、長野、静岡以東(東日本)の産地品種銘柄については受渡地を東日本としているものを、富山、岐阜、愛知以西(西日本)の産地品種銘柄については受渡地を西日本としているものを加重平均している。

2) また、相対取引価格は、個々の契約数量に応じて設定される大口割引等の割引などが適用された価格であり、実際の引取状況に応じて等級及び付加価値等(栽培方法等)の価格調整が行われることがある。

3) 産地品種銘柄は、21年産の公表対象産地品種銘柄または公表対象となっていなかった府県の21年産検査数量上位の1品種銘柄で、かつ、月1,000トン以上の取引があったものである。

4) 全銘柄平均価格は、報告対象産地品種銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

27 米のモデル事業における支払金額(見込み)

米のモデル事業の支払金額については、

- ① 定額部分(15,000円／10a)の支払見込額は、1,540億円程度となる見込み。
- ② 変動部分(15,100円／10a)の支払見込額は、1,550億円程度となる見込み。
- ③ 定額部分と変動部分を合わせ、3,090億円程度となる見込み。

<支払金額(見込)>

米のモデル事業 支払金額(見込)	
定額部分	約1,540億円
変動部分	約1,550億円
合 計	約3,090億円

(注意)数値は、平成23年2月22日時点における推計値

28 戸別所得補償制度の概要(平成23年度概算決定)

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持する

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしよ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の所得補償交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

畑作物の所得補償交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

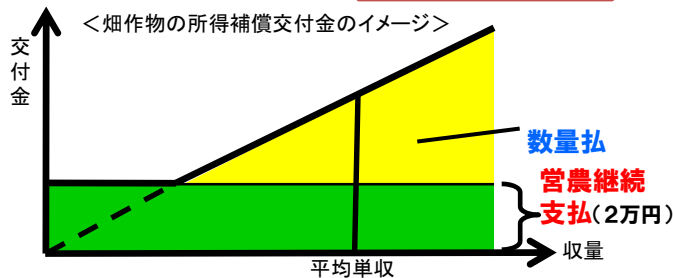
【数量払】

対象作物	交付金額	対象作物	交付金額
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg	てん菜	6,410円/ト
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg	でん粉原料用ばれいしよ	11,600円/ト
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg	そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg	なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg		

注1:小麦については、パン・中華めん用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算
注2:交付単価の10a当たりの面積換算値では、現行の品目横断対策に比べて、小麦は約3千円、大豆は約1万円の増額

【面積払(営農継続支払)】

前年産の生産面積に基づき交付 2.0万円/10a



水田活用の所得補償交付金

(2,284億円)

【戦略作物助成】

【水田の活用による自給率向上】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a

【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金(予算枠481億円)】

地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

米に対する助成

【生産数量目標を守った農業者が対象】

【米の所得補償交付金】(1,929億円)

1.5万円/10a

【米価変動補てん交付金】(1,391億円(24年度予算計上))

当年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補てん

加算措置等

加算措置
150億円
推進事業等
116億円

品質加算

畑作物について数量払の交付単価を品質に応じて増減

規模拡大加算

規模の大小にかかわらず農地利用集積円滑化事業により、面的集積(連坦化)した場合、利用権設定した面積に2万円/10aを交付

再生利用加算

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、一定額(2~3万円/10a)を最長5年間交付

緑肥輪作加算

畑地に地力の維持・向上につながる作物を栽培してすき込む場合(休閒緑肥)に、1万円/10aを交付

集落営農の法人化支援

集落営農が法人化した場合に、40万円を定額で交付

推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成

29 米の所得補償交付金(平成23年度概算決定)

- 米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家・集落営農に対して、15,000円/10aを全国一律に交付。

【交付対象者】

米の生産数量目標(面積換算値)に従って生産を行った販売農家・集落営農

- ※ 販売農家については、水稻共済加入者又は当然加入面積未満の者等は販売実績がある者
- ※ 集落営農については、代表者を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っているもの

【交付対象面積】

交付対象面積は、主食用米の作付面積から、自家消費米相当分として一律10a控除して算定(種子、醸造用玄米は10a控除の対象外)

- ※ 集落営農は、農業共済資格団体として水稻共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10a控除

【交付単価(全国一律)】

15,000円/10a

- ※ 交付単価はモデル対策で算定した額

- 標準的な生産費は、米の生産費統計(全国平均)における経営費の全額と家族労働費の8割の過去7年(平成14年産から20年産)中庸5年の平均により算定
- 標準的な販売価格は、全銘柄平均の相対取引価格の過去3年(平成18年から20年産)の平均から流通経費等を除いて算定

「調整水田等の不作付地の改善計画」の扱い

- 米の所得補償交付金を受ける者が、調整水田等の不作付地を有している場合は「不作付地の改善計画」を作成し、市町村の認定を受ける仕組みを継続。ただし、モデル対策で市町村の認定を受けた者は、新たに発生した不作付地のみ作成
- 地域農業再生協議会における耕作放棄地の解消に向けた取組とセットで「不作付地の改善計画」の達成を推進

30 米価変動補てん交付金(平成23年度概算決定)

- 米については、**米の所得補償交付金と合わせて、標準的な生産費を補償**するものとして米価変動に対応するための補てん交付金を措置。
- 交付金の算定については、モラルハザードを防止する観点から、米のモデル事業と同様に、全国銘柄平均の相対取引価格を使用。
- 価格をとる期間をできるだけ長くし、各年度の価格変動を適切に反映するため、**当年産の販売価格は3月までの平均価格を使用**することとし、**交付金は翌年度の5～6月頃に支払う**。(このため、本交付金にかかる予算計上は、平成24年度となる。)

【対象対象者】

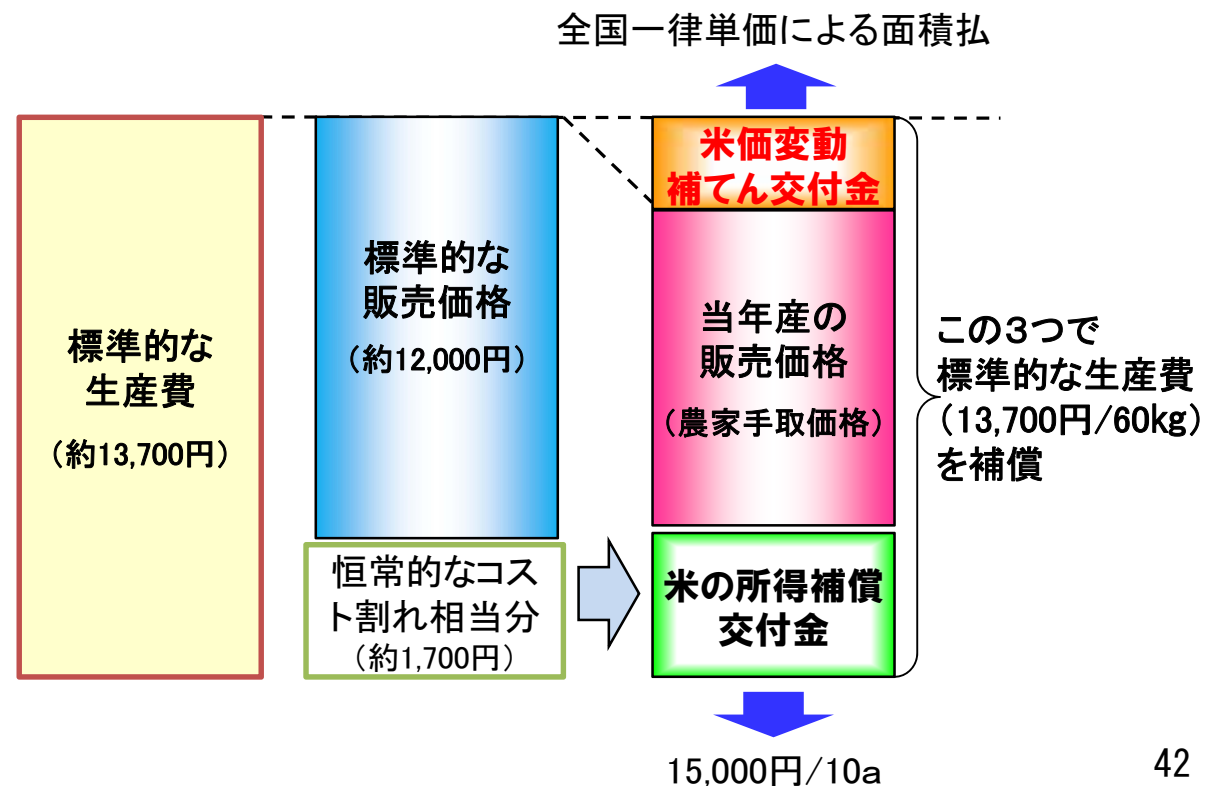
米の所得補償交付金の交付対象者

【交付対象面積】

米の所得補償交付金の交付対象面積

【補てん金交付単価】

「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」(平成18年産から20年産までの相対取引価格の平均)を下回った場合に、その差額を基に、10a当たり単価で算定



31 米の作付規模別10a当たり生産費 ①

上段(生産費) : 円

下段(指数) : %

〔全国〕

		平均	0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～2.0ha	2.0～3.0ha	3.0～5.0ha	5.0～10.0ha	10.0～15.0ha	15.0ha以上
平成 17 年産	全算入生産費	146,687	200,642	177,601	150,377	125,333	123,724	107,867	105,529	100,117
		100	137	121	103	85	84	74	72	68
	物財費	76,831	103,936	95,617	78,566	63,268	64,411	56,011	56,160	52,859
		100	135	124	102	82	84	73	73	69
労働費	43,884	69,534	54,551	45,784	36,885	32,726	27,027	27,679	25,087	
	100	158	124	104	84	75	62	63	57	
平成 18 年産	全算入生産費	143,538	197,034	169,491	151,532	128,532	119,560	106,619	104,047	98,263
		100	137	118	106	90	83	74	72	68
	物財費	76,610	105,727	93,173	80,695	66,613	62,904	54,326	57,095	54,716
		100	138	122	105	87	82	71	75	71
労働費	41,995	64,668	50,952	45,421	37,535	30,857	27,741	26,240	23,951	
	100	154	121	108	89	73	66	62	57	
平成 19 年産	全算入生産費	140,030	196,352	172,839	145,392	125,157	119,627	103,703	100,399	95,465
		100	140	123	104	89	85	74	72	68
	物財費	75,183	105,203	95,722	77,816	64,812	63,697	54,514	54,308	52,955
		100	140	127	104	86	85	73	72	70
労働費	40,538	64,648	51,489	43,483	36,396	30,369	26,087	24,873	24,402	
	100	159	127	107	90	75	64	61	60	
平成 20 年産	全算入生産費	146,754	217,373	189,499	152,900	130,587	120,748	112,739	103,534	100,494
		100	148	129	104	89	82	77	71	68
	物財費	85,500	125,271	115,072	89,176	73,306	69,262	64,453	59,204	59,718
		100	147	135	104	86	81	75	69	70
労働費	38,654	64,019	49,364	41,051	35,339	30,543	27,672	25,577	21,123	
	100	166	128	106	91	79	72	66	55	
平成 21 年産	全算入生産費	143,434	221,194	182,535	146,738	130,145	118,470	112,432	111,562	93,887
		100	154	127	102	91	83	78	78	65
	物財費	84,097	132,513	111,877	84,210	74,401	67,686	65,611	64,086	54,274
		100	158	133	100	88	80	78	76	65
労働費	37,456	61,634	47,119	40,959	34,892	29,763	26,959	25,449	19,900	
	100	165	126	109	93	79	72	68	53	

(資料)「農業経営統計調査の米生産費統計」に基づく。

(注)下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

31 米の作付規模別10a当たり生産費 ②

〔北海道〕

上段(生産費) : 円

下段(指数) : %

		平均	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0~10.0ha	10.0~15.0ha	15.0ha以上
平成 17 年産	全算入生産費	110,997	141,101	134,387	107,294	103,773	105,243
		100	127	121	97	93	95
	物財費	60,572	64,060	69,769	60,999	57,589	59,452
		100	106	115	101	95	98
労働費	31,869	58,473	46,567	28,325	27,806	26,245	
	100	183	146	89	87	82	
平成 18 年産	全算入生産費	108,565	128,226	114,007	110,639	100,621	103,695
		100	118	105	102	93	96
	物財費	58,934	58,164	54,126	60,055	57,561	60,951
		100	99	92	102	98	103
労働費	32,156	53,202	42,465	32,367	26,417	25,615	
	100	165	132	101	82	80	
平成 19 年産	全算入生産費	106,967	121,385	119,056	108,343	100,631	98,458
		100	113	111	101	94	92
	物財費	58,502	53,390	60,096	63,294	54,848	57,071
		100	91	103	108	94	98
労働費	30,604	48,944	41,689	27,688	26,928	24,457	
	100	160	136	90	88	80	
平成 20 年産	全算入生産費	112,665	137,995	136,998	109,560	104,681	103,611
		100	122	122	97	93	92
	物財費	64,687	63,878	78,495	62,834	61,101	62,486
		100	99	121	97	94	97
労働費	31,583	54,741	42,141	31,592	27,311	21,713	
	100	173	133	100	86	69	
平成 21 年産	全算入生産費	113,465	134,316	123,355	113,549	105,719	105,735
		100	118	109	100	93	93
	物財費	67,289	67,113	67,694	68,511	63,526	65,832
		100	100	101	102	94	98
労働費	30,996	52,181	41,204	30,849	25,896	23,933	
	100	168	133	100	84	77	

(資料)「農業経営統計調査の米生産費統計」に基づく。

(注)下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

31 米の作付規模別10a当たり生産費 ③

〔都府県〕

上段(生産費) : 円
下段(指数) : %

		平均	0.5ha未満	0.5~1.0ha	1.0~2.0ha	2.0~3.0ha	3.0~5.0ha	5.0~10.0ha	10.0~15.0ha	15.0ha以上
平成17年産	全算入生産費	149,485	200,642	177,601	150,731	124,655	122,976	108,020	108,420	97,122
		100	134	119	101	83	82	72	73	65
	物財費	78,106	103,936	95,617	78,767	63,236	64,035	54,725	53,823	49,012
		100	133	122	101	81	82	70	69	63
	労働費	44,824	69,534	54,551	45,925	35,957	31,756	26,692	27,472	24,411
		100	155	122	102	80	71	60	61	54
平成18年産	全算入生産費	146,572	197,034	169,491	151,547	128,556	119,898	105,525	108,441	94,630
		100	134	116	103	88	82	72	74	65
	物財費	78,140	105,727	93,173	80,685	67,112	63,444	52,767	56,516	50,545
		100	135	119	103	86	81	68	72	65
	労働費	42,852	64,668	50,952	45,463	36,617	30,150	26,485	26,015	22,837
		100	151	119	106	85	70	62	61	53
平成19年産	全算入生産費	142,785	196,352	172,839	145,394	125,430	119,665	102,577	100,198	93,416
		100	138	121	102	88	84	72	70	65
	物財費	76,571	105,203	95,722	77,816	65,632	63,923	52,387	53,832	50,139
		100	137	125	102	86	83	68	70	65
	労働費	41,366	64,648	51,489	43,485	35,502	29,657	25,702	23,043	24,363
		100	156	124	105	86	72	62	56	59
平成20年産	全算入生産費	149,672	217,373	189,499	152,904	130,392	119,531	113,748	102,808	99,626
		100	145	127	102	87	80	76	69	67
	物財費	87,281	125,271	115,072	89,161	73,563	68,570	64,966	58,009	58,946
		100	144	132	102	84	79	74	66	68
	労働費	39,258	64,019	49,364	41,077	34,818	29,672	26,437	24,490	20,960
		100	163	126	105	89	76	67	62	53
平成21年産	全算入生産費	145,818	220,875	182,527	146,695	130,055	118,261	112,101	114,693	90,959
		100	151	125	101	89	81	77	79	62
	物財費	85,433	132,391	111,969	84,175	74,560	67,693	64,755	64,389	51,418
		100	155	131	99	87	79	76	75	60
	労働費	37,971	61,459	47,001	40,949	34,516	29,255	25,810	25,210	18,901
		100	162	124	108	91	77	68	66	50

(資料)「農業経営統計調査の米生産費統計」に基づく。

(注)下段は、平均を100としたときの、他の階層における指数である。

32 収入減少影響緩和対策について ①

○ 収入減少影響緩和対策の補てん額

単位：経営体、百万円

年産	積立金納付 経営体数	補てん 経営体数	収入減少 補てん額計	うち交付金	うち農業者 積立額	1経営体当たりの 収入減収補てん額 (千円)
19	70,092	50,210	31,383	24,345	7,038	625
20	81,648	21,259	7,204	5,403	1,801	339
21	82,447	52,002	18,871	14,154	4,718	363

注1： 21年産は、平成22年7月23日現在の暫定値である。

注2： 積立金納付経営体数は、加入申請を行った者のうち、収入減少影響緩和対策に係る積立金を納付した者である。

32 収入減少影響緩和対策について ②

○ 平成19～21年産米に対する収入減少影響緩和対策の補てん地域

- 19年産米については、対策加入者がいない東京都、大阪府を除く45道府県の全域又は一部地域において補てん。20年産米については、加入者がいない東京都を除く46道府県のうち24道府県の全域又は一部地域で補てん。
- 21年産米については、加入者がいない東京都を除く46道府県のうち31道府県の全域又は一部の地域で補てん。

平成19年産 〔 全 域:44府県 一部地域: 1道 合 計:45道府県 〕								平成20年産 〔 全 域:17府県 一部地域: 7道県 合 計:24道府県 〕								平成21年産 〔 全 域:25府県 一部地域: 6道県 合 計:31道府県 〕							
北海道	東北	関東・東山	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	北海道	東北	関東・東山	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄	北海道	東北	関東・東山	北陸	東海	近畿	中国・四国	九州・沖縄
北海道	青森県	茨城県	新潟県	岐阜県	滋賀県	鳥取県	福岡県	北海道	青森県	茨城県	新潟県	岐阜県	滋賀県	鳥取県	福岡県	北海道	青森県	茨城県	新潟県	岐阜県	滋賀県	鳥取県	福岡県
	岩手県	栃木県	富山県	静岡県	京都府	島根県	佐賀県		岩手県	栃木県	富山県	静岡県	京都府	島根県	佐賀県		岩手県	栃木県	富山県	静岡県	京都府	島根県	佐賀県
	宮城県	群馬県	石川県	愛知県	(大阪府)	岡山県	長崎県		宮城県	群馬県	石川県	愛知県	大阪府	岡山県	長崎県		宮城県	群馬県	石川県	愛知県	大阪府	岡山県	長崎県
	秋田県	埼玉県	福井県	三重県	兵庫県	広島県	熊本県		秋田県	埼玉県	福井県	三重県	兵庫県	広島県	熊本県		秋田県	埼玉県	福井県	三重県	兵庫県	広島県	熊本県
	山形県	千葉県			奈良県	山口県	大分県		山形県	千葉県			奈良県	山口県	大分県		山形県	千葉県			奈良県	山口県	大分県
	福島県	(東京都)			和歌山県	徳島県	宮崎県		福島県	(東京都)			和歌山県	徳島県	宮崎県		福島県	(東京都)			和歌山県	徳島県	宮崎県
		神奈川県				香川県	鹿児島県			神奈川県				香川県	鹿児島県			神奈川県				香川県	鹿児島県
		山梨県				愛媛県	沖縄県			山梨県				愛媛県	沖縄県			山梨県				愛媛県	沖縄県
		長野県				高知県				長野県			高知県					長野県			高知県		

(注1) 〇は全域において、△は一部の地域において補てんのある地域である。

(注2) ()は収入減少影響緩和対策への加入者がいない地域である。

32 収入減少影響緩和対策について ③

○ 平成21年産米に対する収入減少影響緩和対策の補てん単価

(単位：円/10a)

		標準的収入額	21年産収入額	補てん単価
北海道 (市町村別)	もち以外	88,314~133,570	38,983~121,229	0~13,229
	もち	95,852~134,405	42,412~126,744	0~15,453
青森県 (作柄表示地帯別)		119,242~133,870	123,280~140,990	0
岩手県		129,020	127,724	1,166
宮城県		128,586	128,300	257
秋田県		137,658	137,025	569
山形県		144,286	144,718	0
福島県		135,894	130,742	4,636
茨城県		124,948	126,150	0
栃木県		128,823	131,225	0
群馬県		123,019	123,042	0
埼玉県		122,425	122,303	109
千葉県		128,664	127,358	1,175
神奈川県		120,407	122,550	0
山梨県		137,893	129,194	7,829
長野県		152,481	141,808	9,605
新潟県 (作柄表示地帯別)		147,106~211,727	135,200~193,875	10,715~17,844
富山県		139,481	134,250	4,707
石川県 (作柄表示地帯別)		124,697~136,580	119,315~129,850	4,843~6,057
福井県 (作柄表示地帯別)		121,811~130,385	106,973~120,463	8,929~13,354
岐阜県		119,915	111,519	7,556
静岡県		129,692	123,780	5,320
愛知県 (市町村別)		116,025~132,999	112,214~129,194	2,987~6,586
三重県		125,164	117,845	6,587
滋賀県		123,337	119,748	3,230

		標準的収入額	21年産収入額	補てん単価
京都市		128,178	119,597	7,722
大阪府		123,881	121,811	1,863
兵庫県	醸造用玄米 以外	126,380	121,319	4,554
	醸造用玄米	189,565	178,713	9,766
奈良県		128,940	125,749	2,871
和歌山県		121,576	120,827	674
鳥取県 (市町村別)		106,967~126,499	109,250~119,073	0~8,749
島根県		124,644	118,417	5,604
岡山県		130,218	132,147	0
広島県		130,405	128,209	1,976
山口県		112,697	120,592	0
徳島県		118,552	115,905	2,382
香川県		111,955	115,742	0
愛媛県		121,313	121,565	0
高知県 (作期別)		104,875~118,117	108,031~120,827	0
福岡県 (作柄表示地帯別)		110,548~124,602	109,433~122,967	0~2,416
佐賀県 (作柄表示地帯別)		112,351~120,526	108,539~126,512	0~3,430
長崎県		115,102	117,874	0
熊本県 (作柄表示地帯別)		113,217~126,877	99,877~125,378	0~12,006
大分県		113,404	117,133	0
宮崎県 (作期・作柄表示地帯別)		111,536~124,899	117,136~131,162	0
鹿児島県 (作期別)		115,641~116,599	114,675~123,534	0~869
沖縄県		73,122	75,302	0

- (注) 1 補てん単価は、国からの交付金と農業者の積立金の合計である。
 2 災害等により当年産の単収が減少した場合は、基準収穫量の9割を限度に共済金が支払われる。

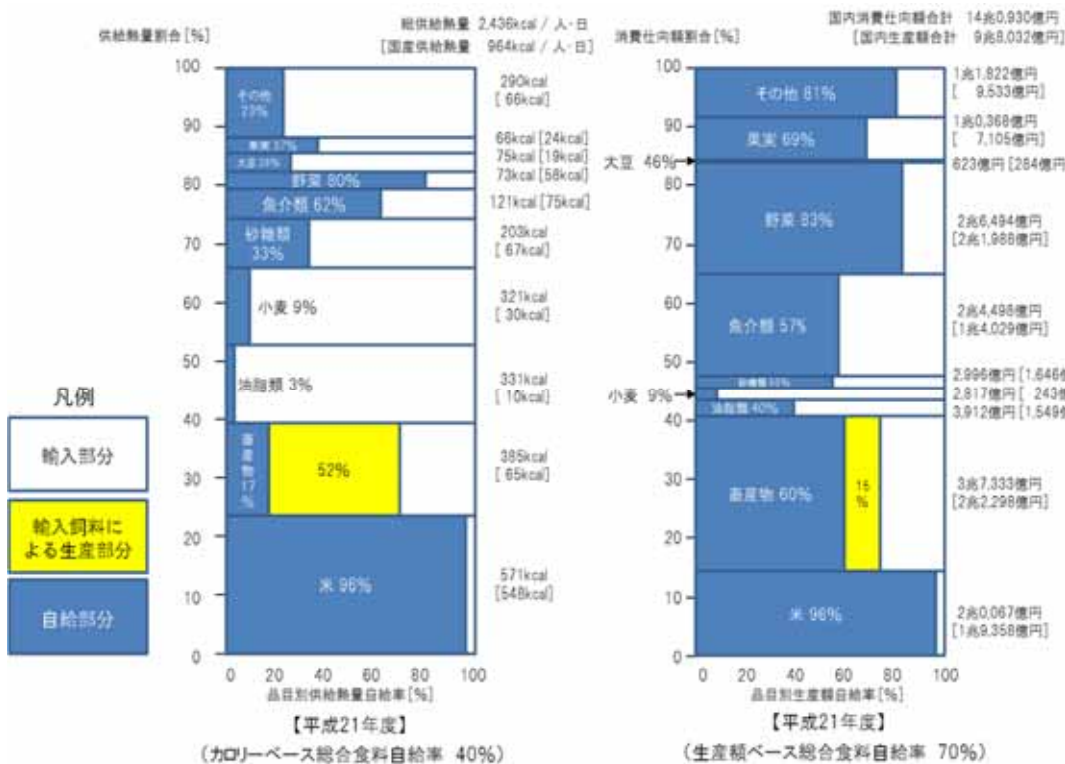
(6) ミニマム・アクセス米について

33	我が国におけるコメ	49
34	経営規模・生産コスト等の内外比較	50
35	コメの内外価格差	51
36	ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉	52
37	MA米の受け入れ	53
38	コメの輸入制度	54
39	MA米と国家貿易	55
40	MA米輸入の仕組み	56
41	MA米の輸入状況	57
42	MA米の販売状況	58
43	MA米の運用に伴う財政負担	59
44	MA米をめぐる国際関係	60
45	WTO農業交渉とコメ	61
	(参考1) 世界の米需給の現状 (主要生産国、輸出国等)	62
	(参考2) 米輸出国の動向	63

33 我が国におけるコメ

- コメの国内生産(稲作と水田)は、我が国の食料安全保障、食生活、農業・農村、国土・環境などに不可欠の存在。日本人の歴史・文化とも密接な関係。
- 一方、日本のコメ消費量が減少する中で、コメの需給調整を実施。

○ 我が国の食料自給率(平成21年度)



農産物市場の開放と食料の輸入依存が進む中で、コメの100%近い自給は、先進国の中で最低レベルである我が国の食料自給率を支える、食料安全保障の要。(国産供給熱量(カロリー)の57%、国内生産額の20%がコメ。)

○ 我が国におけるコメの重要性

- **国民の主食であり、食文化の基礎**
 [国産米は品質も高く、日本人の嗜好に最適。ご飯、おむすび、寿司などの他、もち、和菓子(例、団子、白玉)、米菓(例、せんべい、あられ)、日本酒などの原材料。祝事や年中行事には赤飯、鏡餅、柏餅など。]
- **農業生産・農村経済の中核**
 [農業生産額の2割がコメ。全耕作地の半分以上が水田。全販売農家の8割が稲作。]
- **稲作や水田の有する多面的機能**
 [国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料などの供給の機能以外の多面にわたる機能のこと(食料・農業・農村基本法第3条)。]
- **日本人の歴史や文化と密接な関係**
 [稲作の始まりにより社会(ムラ)・国家(クニ)が成立。江戸時代の各藩はコメの生産量で表され(石高制)、税もコメ(年貢)。豊作への感謝と祈りが、祭りの起源。稲作での共同作業は、日本の組織文化の基礎。]

○ 我が国におけるコメ需給の変化

- ・ 一人当たり年間コメ消費量(精米):
 118kg(S37(ピーク時)) → 58.5kg(H21)
- ・ コメの需要量(国内消費仕向量)(玄米):
 1,341万トン(S38(ピーク時)) → 880万トン(H21)
- ・ 国産米の生産量(玄米):
 1,445万トン(S42(ピーク時)) → 847万トン(H21)

34 経営規模・生産コスト等の内外比較

- 我が国と輸出国の間には、国土条件の制約などにより、国内生産者の努力だけでは埋めることのできない農業生産性の格差が存在。
- 米の生産コストは、米国と比較して約7倍の差。
- 米の生産者価格は、米国と比較して約4倍の差。また、中国と比較して約6倍の差。

○ 農業経営規模(国際比較)

[農家の経営規模(他の先進国との比較)]

	日本	米国	EU(27)			豪州	
	(平成21年)	(19年)	(19年)	ドイツ	フランス	イギリス	(19年)
農家一戸当たりの農地面積(ha)	1.9	198.1	13.5	45.7	55.8	58.8	3023.7

出典:「農業構造動態調査」、USDA「2008 Agricultural Statistics」、EU「Agriculture in the European Union Statistical and Economic Information 2008」、豪州「Australian Commodity Statistics 2009」

[コメ農家の経営規模(米国・中国のコメ産地との比較)]

- ・ 日本(コメ農家(販売農家)の平均):約1.0ha(1)
- ・ 米国(カリフォルニア州のコメ農家の平均):約160ha(160)
- ・ 中国(黒龍江省のコメ農家(国営農場所属)の平均):10ha程度(10)
(※300haを超える農家もある)

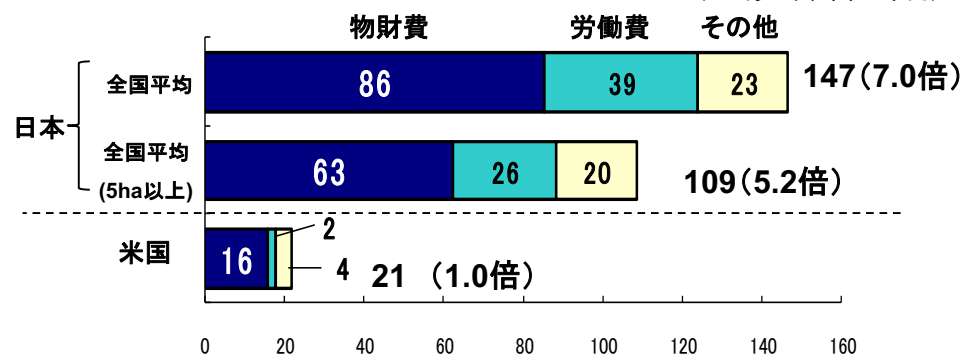
資料:日本:「2010年世界農林業センサス」
米国:「2007農業センサス」(USDA)
中国:民間研究報告より

注:()内は日本に対する倍率である。

日本の農業経営規模に比べ、EUは約7倍、米国は約100倍、豪州は約1,600倍。コメ農家については、米国(カリフォルニア州)は約160倍、中国(黒龍江省)は約10倍。

○ 米の生産コストにかかる日米比較(2008年)

(10aあたり、単位:千円)



出典:農林水産省「農業経営統計調査平成20年産米生産費調査」
USDA「Production Costs and Returns」2008。
為替レート:1USD=103.37円

○ 米生産者価格の内外比較(2008年)

(玄米換算の生産者受取ベース)

	日本	米国	中国	タイ	豪州
トン当たりの価格	20.5万円	4.8万円	3.5万円	5.4万円	4.4万円
日本との比較	—	4倍	6倍	4倍	5倍

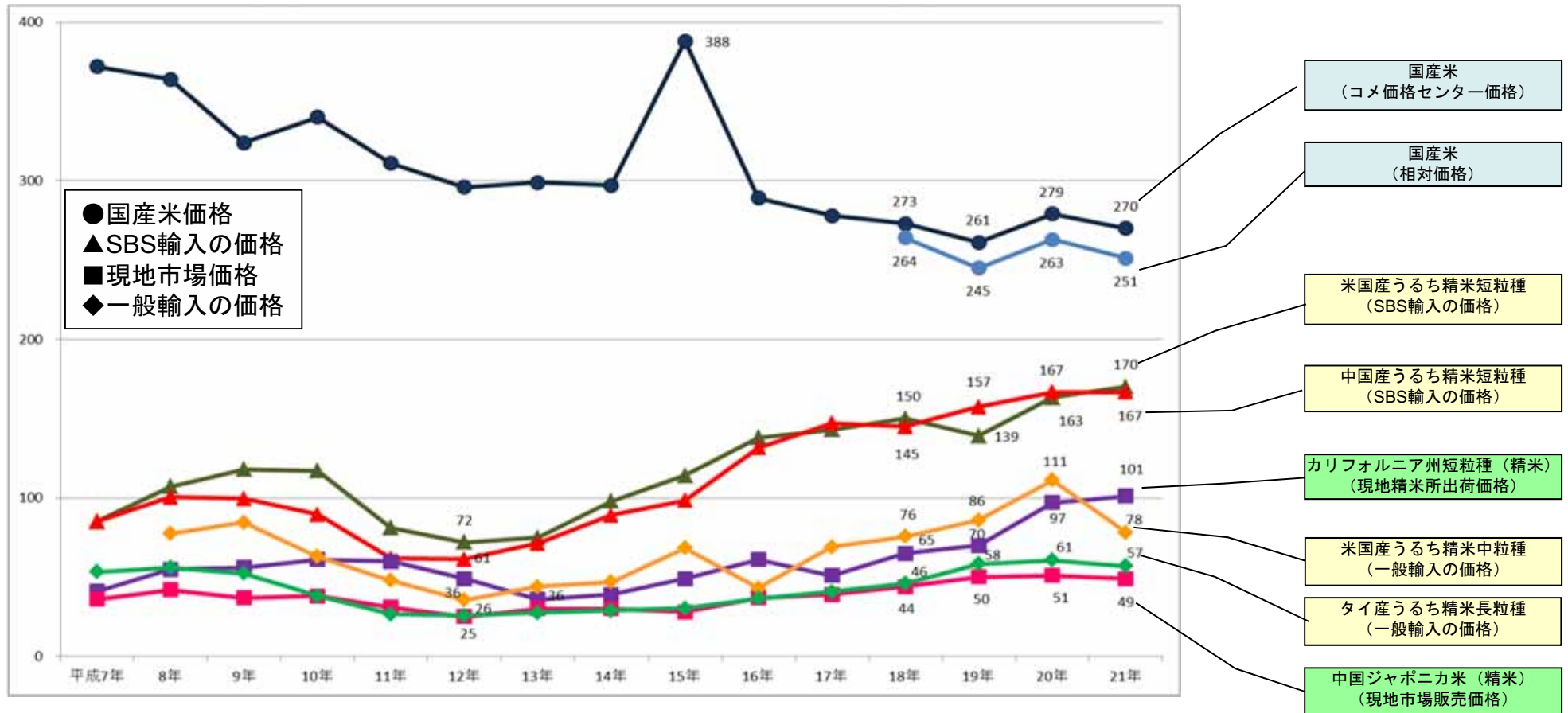
(注)日本:2008年産相対価格(15,146/60kg)から流通経費、消費税等を除いたもの。
米国:米国農務省(長粒種含む)。
中国:国家友展和改革委員会(ジャポニカ米)。
タイ:タイ国農業協同組合省農業経済局(長粒種)。
豪州:豪州農業資源経済局(中粒種)。
為替レート:1USD=103.36円

35 コメの内外価格差

□ 我が国と海外との内外価格差は依然として大きい。

（SBS米の輸入価格は、高い価格水準にある我が国マーケット向けの輸出であること、また、輸入数量等が限定的なことから、現地価格と乖離した水準で設定される傾向にあり、特に、近年はその傾向が顕著。

円/kg(精米ベース)



注1：コメ価格センター価格は、消費税等を含まないものであり、玄米の価格（年産ベース）を精米換算（とう精代等は含まない（以下同じ））したもの。（全銘柄加重平均価格）

注2：相対価格は、消費税等を含まない価格を試算したものであり、玄米の価格（年産ベース）を精米換算したもの。（全銘柄加重平均価格）

注3：SBS輸入の価格は政府買入価格（年度ベース）であり、港湾諸経費を含む。（加重平均価格）

注4：一般輸入の価格は政府委託契約価格（年度ベース）であり、港湾諸経費を含まない。（加重平均価格）

注5：カリフォルニア州短粒種（精米）は現地精米所出荷価格（暦年ベース）。（USDA）

注6：中国ジャポニカ米（精米）は現地市場販売価格（暦年ベース）。（中国農業発展報告）

注7：為替レートはIMF「International Financial Statistics Yearbook」

36 ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉

- 世界の貿易を拡大し、各国の経済を発展させる目的で、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉(1986～1993年)が行われた。農産物についても、貿易自由化のためのルールを議論。
- 我が国は、農業には食料安全保障をはじめ非貿易的関心事項があることを主張。しかしながら、最終的には、我が国全体としての経済的利益等を考慮し、ギリギリの決断として合意を受け入れ。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の経緯

- 1986年 9月 ウルグアイ・ラウンド交渉開始
- 1990年12月 ブラッセル閣僚会議(当初の交渉期限)
- 1991年12月 ダンケル・ガット事務局長が合意案を提示
(例外なき関税化とミニマム・アクセスの設定)
- 1992年11月 ブレアハウス合意(輸出補助金の扱い等について米・EUが妥協)
- 1993年 7月 東京サミット(交渉期限を同年末と設定)
- 1993年 12月8日 ドウニ・市場アクセス交渉グループ議長が調整案を提示
(関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重)
- 1993年12月14日未明 細川首相記者会見(ドウニ調整案受け入れ)
- 1994年4月 マラケシュ閣僚会合(WTO設立協定、農業協定及び各国の譲許表を含むWTO協定全体を一括受託、各国閣僚により署名)
- 1995年1月 WTO協定発効

○ 細川内閣総理大臣談話(平成5年12月14日)

本日私は、ガットのウルグアイ・ラウンド交渉全体が妥結するとの前提の下に、農業交渉の調整案を受け入れる決断をいたしました。これにより、コメ以外の農産物については、関税化することとなりますが、コメについては、関税化の特例が認められることとなります。

このような結果は、遺憾ながら我が国の主張のすべてが取り入れられているわけではないものの、ウルグアイ・ラウンド交渉の成功、ひいては世界経済の発展及び自由貿易体制の維持強化によってもたらされる幅広い国民的利益という観点から、ぎりぎりの決断を下さざるを得なかったことについて、国民各層の御理解を得たいと存じます。

この結果、我が国農業は新たな国境措置の下において、内外ともに一段と厳しい環境に置かれることとなりますが、農家の方々に不安や動揺をきたさないためにも、万全の国内対策を講じてまいります。私は、我が国農業がこうした環境に耐え、その体質を一層強化し、魅力ある産業として確立されるとともに、農業の持つ国土・環境の維持や地域経済の安定といった多面的機能が十分に発揮されるよう、今後、最大限の努力を惜しまない決意であります。こうした考え方の下に、私を本部長とする関係閣僚による緊急農業農村対策本部を設置し、今後の農政の推進に全力を尽くす所存でありますので、国民各層の御理解・御協力を切にお願い申し上げます。

37 MA米の受け入れ

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉の結果、それまで輸入がほとんど行われていなかったコメについても、最低限の輸入機会(ミニマム・アクセス機会)の提供を行うこととなった(「ミニマム・アクセス米(MA米)」)。
- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意に基づくミニマム・アクセス

1. 関税化とミニマム・アクセス

- ・ 原則として関税以外の国境措置を禁止し、全ての非関税措置は内外価格差により関税に転換(関税化)。
- ・ この場合、輸入実績がほとんどない品目については、国内消費量(1986-88)の一定割合の数量について、最低限の輸入機会(「ミニマム・アクセス機会」)を設定。
(1年目(1995年):3%→6年目(2000年):5%)

2. 関税化の特例措置とミニマム・アクセスの加重

- ・ 一定の条件を満たす品目については、ミニマム・アクセス数量を加重することを条件に、関税化しないことが認められる(関税化の特例措置)。
(1年目(1995年):4%→6年目(2000年):8%)
- ・ この特例措置の2001年以降の継続のためには、代償(輸出国にとって「追加的かつ受け入れ可能な譲許」)が必要。

〔 ※ 我が国は当初、コメについて関税化の特例措置を適用。
1999年に関税化。 〕

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抄)

平成5年12月17日
閣議了解

- 1 米の生産・供給安定対策
米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

39 MA米と国家貿易

- MA米については、国産米に極力悪影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（「国家貿易」）。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、国家貿易を継続していけるよう、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ 国家貿易と民間貿易について

	国家貿易	民間貿易
MA米の販売先	加工用・援助用・飼料用を中心に販売。 (SBS(売買同時契約)輸入方式については、民間業者の選択。)	民間業者の選択。 (相当数量が主食用に販売される可能性あり。)
国内販売価格	輸入価格+マークアップ (マークアップの上限は、現在292円/kg。)	輸入価格+枠内税率 (枠内税率の上限は、WTO農業交渉議長案(08年12月6日)では従価税10%。)
MA枠内の輸入数量	通常の場合は、全量輸入。	民間業者の選択。 (国産米と外国産米の価格差等から、結果的に全量輸入となる可能性。)

○ 平成6年の政府統一見解 (羽田内閣)

ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解 (平成6年5月27日衆議院予算委員会)

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

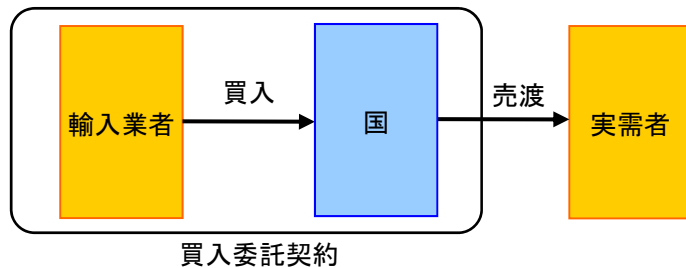
40 MA米輸入の仕組み

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の直接取引を認めている(SBS輸入)。
- MA米の輸入の際に、安全性を確保するための検査を実施。

○ 国家貿易による輸入方式

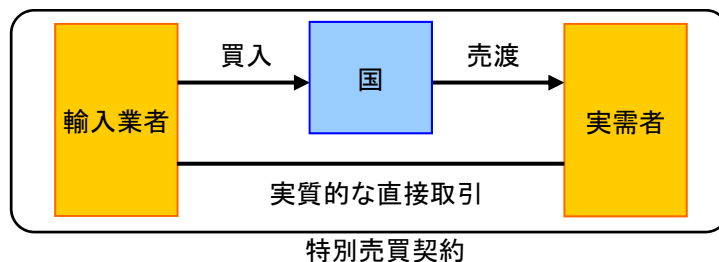
【一般輸入方式】

- ① 輸入業者が国の入札に参加する。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結する。
- ③ 国が輸入業者から買入れる。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡す。

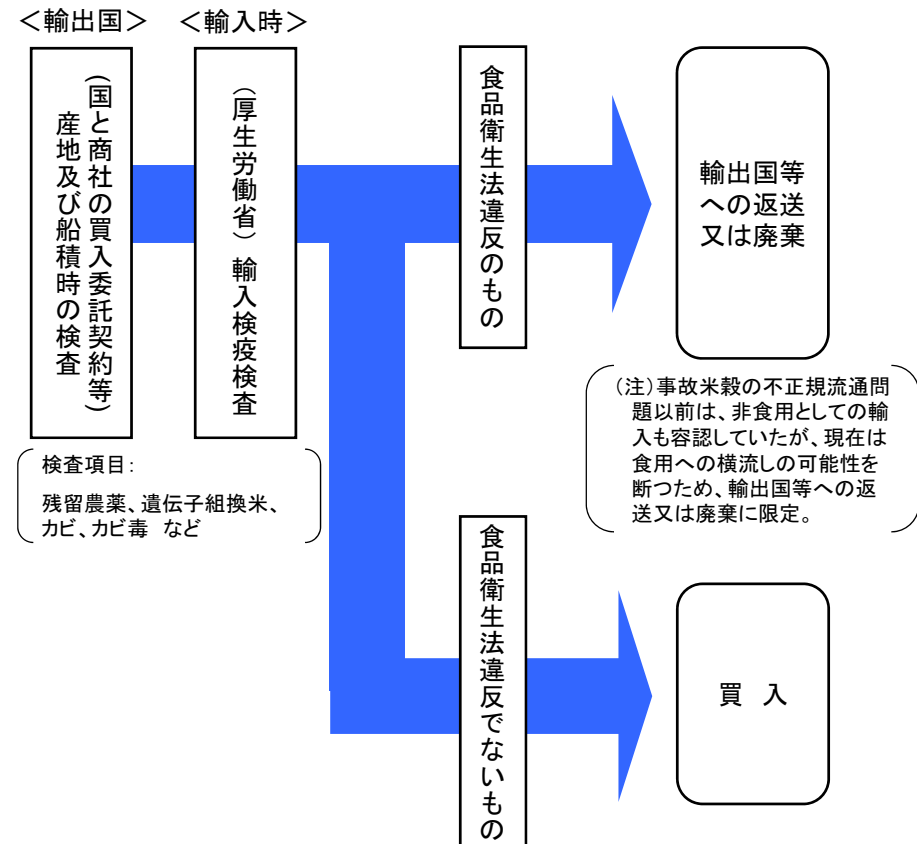


【SBS(Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約)輸入方式】

- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加する。
- ② 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結する。
- ③ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に行う。



○ MA米の検査と買入れの流れ



※ 買入れたMA米については、国内実需者への販売前にも、カビ状異物の有無の確認を行うとともに、カビ毒検査を実施。

41 MA米の輸入状況

- MA米の主な輸入先国は、米国、タイ、中国など。
- 輸入方式別の数量は、近年、一般輸入米が66万玄米トン、SBS米が10万実トン。

○ MA米の輸入数量(輸入先国別及び輸入方式別)

(単位: 万玄米トン)

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
米国	19	23	29	32	34	36	36	36
タイ	11	14	15	15	16	17	15	15
中国	3	4	5	8	9	10	14	11
オーストラリア	9	9	9	11	11	12	11	10
その他	1	1	2	2	2	2	1	5
合計	43	51	60	68	72	77	77	77
(うち一般輸入)	42	49	54	55	59	63	66	71
(うちSBS輸入)※	1	2	6	12	12	12	10	5

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
米国	36	36	36	36	36	43	36	36
タイ	15	19	19	18	25	27	33	35
中国	11	10	9	8	8	7	7	2
オーストラリア	9	2	2	5	-	-	-	4
その他	5	10	11	10	1	0	1	0
合計	76	77	77	77	70	77	77	77
(うち一般輸入)	65	66	66	66	59	66	66	72
(うちSBS輸入)※	10	9	10	10	10	10	10	4

※SBS輸入数量の単位は万実トン。

注1: 各年度の輸入契約数量の推移。

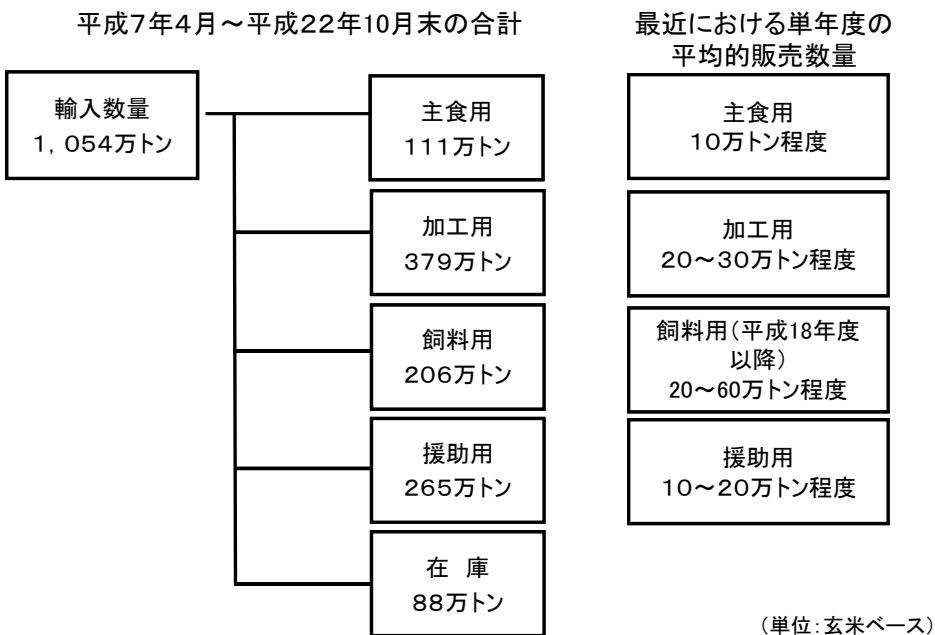
注2: 実トンと玄米トンのため合計は一致しないことがある。

(参考) MA米以外で、枠外税率を支払って輸入されるコメの数量は、毎年0.1~0.2千トン程度

42 MA米の販売状況

- 国家貿易によって輸入したMA米は、価格等の面で国産米では十分に対応し難い用途(主として加工食品の原料用)を中心に販売。
- MA米に対する加工用等の需要は、その輸入数量ほど多くはないため、飼料用にも販売する他、海外への食糧援助に活用。

○ MA米の販売状況(平成22年10月末現在)



注1:「輸入数量」は、平成22年10月末時点の実績。また、食用不適品として処理した3万トン、バイオエタノール用へ販売した2万トンが含まれる。

注2:「主食用」は、主に外食産業などの業務用。

(※なお、MA米輸入開始以降、その主食用販売数量の合計を大きく上回る量の国産米(合計194万トン)を、飼料用(72万トン)、援助用(122万トン)に活用。)

注3:「加工用」は、みそ、焼酎、米菓等の加工食品の原料用。

注4:「在庫」は、平成22年10月末時点の数量。

注5:在庫88万トンには、飼料用備蓄35万トンが含まれる。

○ MA米の販売状況(年度別)

(単位: 万玄米トン)

販売先	8 RY	9 RY	10 RY	11 RY	12 RY	13 RY	14 RY	15 RY	16 RY	17 RY	18 RY	19 RY	20 RY	21 RY	22 RY	合計
主食用	—	3	4	10	10	9	10	4	6	8	10	11	10	8	8	111
加工用	12	28	19	28	24	27	24	21	31	25	25	36	37	21	21	379
飼料用	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	58	66	25	42	206
援助用	—	12	34	23	26	21	23	20	22	17	13	8	12	20	14	265
在庫	31	39	42	44	56	75	95	127	148	175	189	152	97	95	88	—

注1: RY(米穀年度)とは前年11月から当年10月までの1年間である

(例えば22RYであれば、平成21年11月から平成22年10月まで)。

注2:この他に、食用不適品として処理した3万トン、バイオエタノール用に販売した2万トンが含まれる。

注3:四捨五入の関係で、合計と内訳が一致しない場合がある。

○ MA米の食糧援助への活用にあたっての留意点

- ・ 途上国や国際機関からの要請を踏まえる必要
- ・ 財政負担が必要
- ・ 国際ルールとの整合性に留意:
 - ① 援助先へのコメ輸出国は、援助先への輸出減を懸念
→ 援助するときは、国際機関等に連絡・協議する必要
 - ② MA米の輸出国は、日本市場向けに輸出
→ 輸入品と国産品を同じように扱う必要

43 MA米の運用に伴う財政負担

- MA米の運用については、飼料や援助に仕向けられることに伴う売買差損、在庫に伴う保管料などが発生。
- 近年の財政負担は、毎年200億円程度。

○ MA米の売買差損・保管料等

MA米の飼料用販売

7万円 / トンの輸入米
2万円 / トンで飼料用に販売

}

差し引き5万円/トンの財政負担

**50万トン飼料用として売却すれば
250億円**

MA米の援助への活用

7万円 / トンの輸入米をタダに
2万円 / トンの輸送費

}

合わせて9万円/トンの財政負担

**50万トン援助すれば
450億円**

MA米の在庫

1年間で、1万円 / トン (1億円 / 万トン) の保管料

**100万トンを1年間在庫すれば
100億円**

(注) 平成21年度の価格等を基に試算。

○ MA米の損益全体

(単位: 億円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
売買損益①	▲43	114	148	150	215	204	225	116
うち買入額	314	365	400	439	346	321	289	349
うち売却額	54	330	378	523	562	502	472	337
管理経費②	▲26	▲116	▲152	▲152	▲153	▲173	▲186	▲185
うち保管料	▲6	▲39	▲60	▲59	▲66	▲75	▲87	▲103
損益合計 (①+②)	▲69	▲2	▲4	▲2	0(注3)	0(注3)	0(注3)	▲69

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	合計
売買損益①	13	▲202	▲22	16	49	▲25	▲135	823
うち買入額	467	362	523	493	577	646	708	6,599
うち売却額	505	430	417	562	646	570	644	6,932
管理経費②	▲172	▲182	▲185	▲240	▲265	▲179	▲203	▲2,569
うち保管料	▲124	▲147	▲170	▲184	▲133	▲92	▲113	▲1,458
損益合計 (①+②)	▲159	▲384	▲207	▲224	▲216	▲204	▲338	▲1,878

注1: 「売買損益」は、売却額から売上原価 (= 前年度末の在庫評価額 + 買入額 - 当年度末の在庫評価額) を差し引いたもの。

注2: 「管理経費」は、保管料、運搬費等。

注3: 平成11~13年度の損益は、利益が生じたことから、旧食糧管理特別会計法第6条に基づき国内米管理勘定へ備蓄損失補てん財源として繰り入れたあとの金額としている。

注4: 損益合計欄、合計欄については、億単位で単純に合算。

44 MA米をめぐる国際関係

- MA米の運用に際しては、WTO協定による様々なルールに留意する必要。(WTOに提訴されてルール違反が認定されれば、現在の運用を維持できなくなる。)
- 一方、輸出国からは、高水準の枠外税率に加え、日本の消費者へのアクセスが十分でない等の意見。

○ 主なWTO協定のルール

- ・ **ガット第2条(譲許表)**
加盟国は貿易相手国に対し、譲許表(WTO加盟国の関税の上限(譲許税率)等を記載した表)に定める待遇より不利でない待遇を与えなければならない。
- ・ **ガット第3条(内国民待遇)**
輸入品に対し、同種の国産品に与える待遇より不利でない待遇を与えなければならない(いわゆる「内外無差別の原則」)。
- ・ **ガット第17条(国家貿易企業)**
国家貿易企業は商業的考慮のみに従って売買を行わなければならない。
- ・ **農業協定第4条(市場アクセス)**
原則として通常の関税以外のいかなる措置(国家貿易企業を通じて維持される非関税措置を含む)も用いてはならない。

○ 我が国のコメ輸入制度に対する輸出国の意見

米国(USTR) (「通商政策課題と年次報告」及び「外国貿易障壁報告」)	中国(中国商務部) (「国別貿易投資環境報告」)
○ 枠外関税 枠外税率が高水準であり、 <u>枠外で輸入される量はごくわずか。</u>	○ 枠外関税 <u>枠外関税のために、日本市場へのアクセスが困難。</u>
○ MA米の輸入 <u>一般輸入分は政府在庫となった上で、加工用・飼料用・援助用に使用。SBSではマークアップが徴収され、主食用市場の開発ができていない。</u>	○ MA米の輸入 <u>一般輸入の多くは国別に入札されており、中国産米は競争力があるにもかかわらず落札量が少ない。</u>
○ 米国政府の対応方針 WTOドーハラウンド交渉において <u>米国産米の市場アクセスの拡大、特に消費者への直接アクセスを追求。</u>	○ 中国政府の対応方針 <u>日本のコメ入札制度の改革及び透明性を向上させる措置への注視を継続。</u>

45 WTO農業交渉とコメ

- 2000年以降、更なる貿易自由化に向け、WTO農業交渉が行われている。我が国は「多様な農業の共存」を基本理念とし、輸出国と輸入国のバランスの取れた貿易ルールの確立を主張。
- しかしながら、我が国のコメの輸入についても、大幅な関税削減か、あるいはMA米数量の拡大が求められている。

○ WTO交渉の経緯

2000年3月 農業交渉開始

2001年11月 ドーハ閣僚会議(ドーハ・ラウンド立ち上げ)

2004年7月 枠組み合意

- ・ 原則として全ての品目(「一般品目」)について、大幅な関税削減
- ・ 一部の特にセンシティブな品目(「重要品目」)について、一般品目より低い関税削減と、関税割当の拡大の組み合わせで、市場アクセスを改善 等

現 在 枠組み合意を踏まえて、「モダリティ」(関税削減率、重要品目の数、関税割当の拡大幅等のルール)について交渉中

(今後の見通し:モダリティ合意 → 譲許表交渉(個別の品目毎の関税率等を決定) → 最終合意)

○ WTO農業交渉議長のモダリティ案(平成20年12月6日)を我が国のコメに当てはめた試算

	現在	「一般品目」とした場合	「重要品目」とした場合
関税 (枠外税率)	341円/kg (従価税換算値778%)	大幅に削減 (70%カット →102円/kg)	一般品目より緩やかに削減(以下の3パターンから選択) ①70%の2/3カット→182円/kg ②70%の1/2カット→222円/kg ③70%の1/3カット→261円/kg
関税割当 (MA米の数量)	77万トン	拡大なし (77万トンのまま)	上記の3パターンに応じ拡大 ①国内消費量の3%(約28万トン)+ α 拡大 ②国内消費量の3.5%(約33万トン)+ α 拡大 ③国内消費量の4%(約37万トン)+ α 拡大

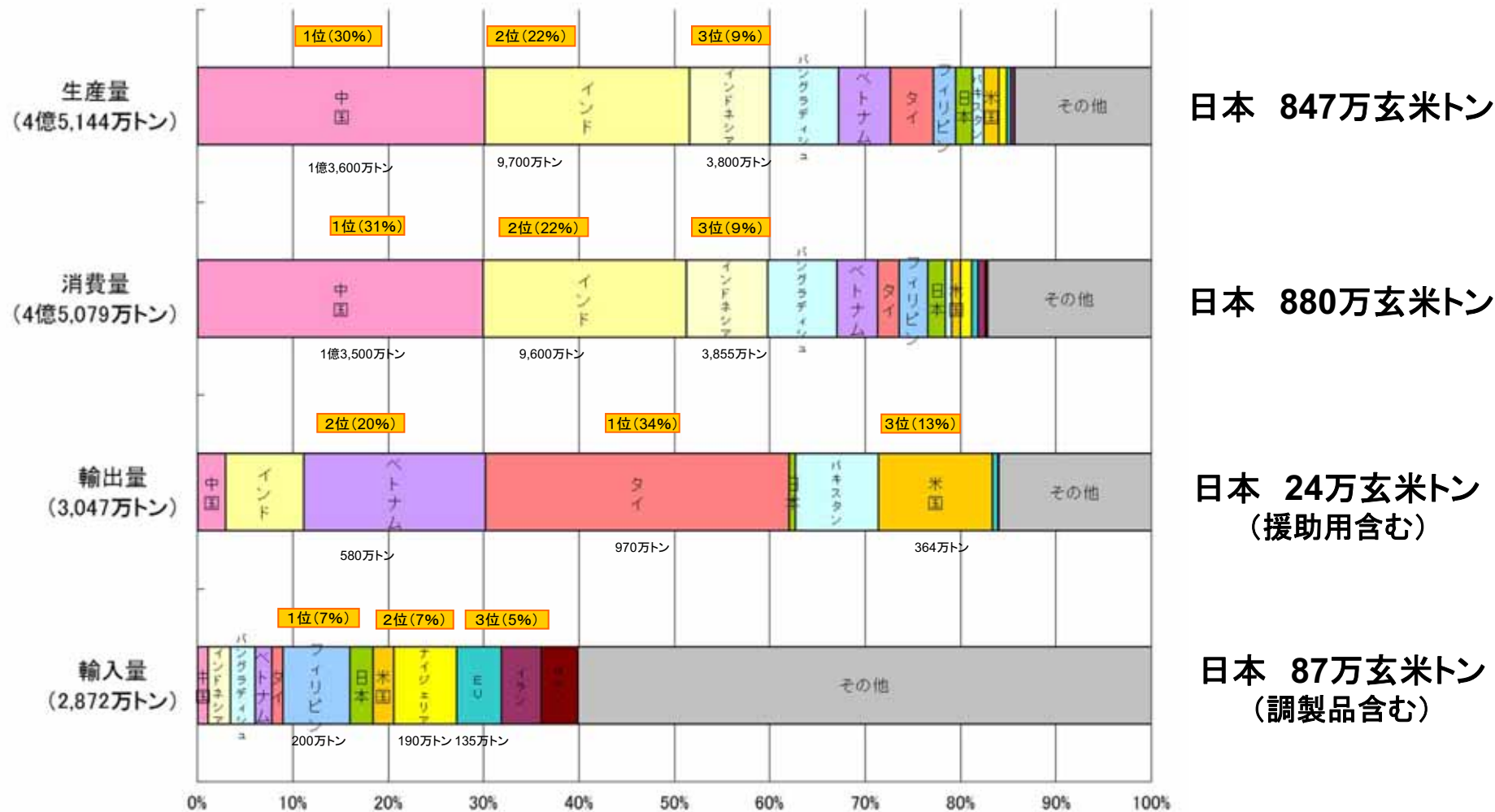
注1:「重要品目」とした場合の関税割当拡大幅は、基本は①は3%、②は3.5%、③は4%だが、関税削減後の関税率(従価税換算値)が100%超であれば0.5%追加。

[更に、一般品目で関税削減後に関税率100%超の品目がある場合や重要品目の数の追加に伴う拡大があり得る。]

注2:「重要品目」とした場合の関税割当拡大数量は、需給表等による国内消費量('03-'05平均)を基にした試算値。

(参考1) 世界の米需給の現状(主要生産国、輸出国等)

- 世界の米生産量は4.5億トン(うち日本は2%)。第1位は中国(1.4億トン)で全体の30%を占める。
- 世界の米の輸出量は、3千万トン。このうち、第1位はタイで全体の約3割を超える水準となっており、ベトナム、米国と続いている。



資料：米国農務省PSD(2010年(2010/11)精米ベース)

(参考2) 米輸出国の動向

- 米の生産に占める貿易の割合(貿易率)は、他の農産物に比べて低く、このため、国際価格は変動しやすい。
- 我が国は、輸出大国であるタイ(長粒種)や、中国、米国(短粒種・中粒種)からミニマムアクセス米として毎年77万トンを入力。

中国

- ・ 世界最大のコメ生産国。短粒種(我が国主食用と同じ)だけで、我が国の約5倍の生産量。
- ・ 現在、日本向けは黒龍江省など東北地方の短粒種(主に主食用)。日系企業の投資等により品質向上。

米国

- ・ コメは、南部の一部とカリフォルニアのみで生産。
- ・ 大規模経営による商業的農業。国内消費が少なく、輸出に関心(生産の約半分を輸出)。
- ・ 現在、日本向けはカリフォルニアの短・中粒種。

タイ

- ・ 世界第1位のコメ輸出国。国民の主食であるとともに、生産の約半分を輸出。
- ・ 日本向けにも長粒種(主に加工用、短・中粒種より安価)を輸出。

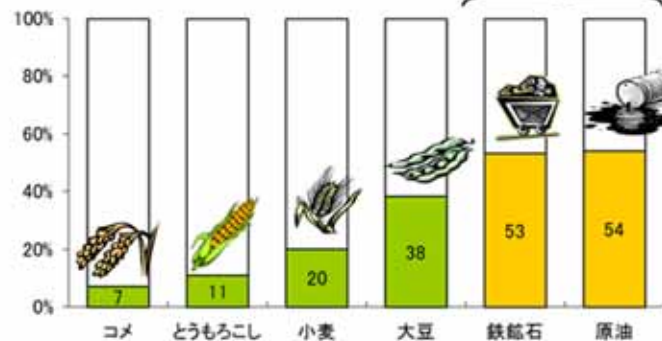
ベトナム

- ・ 世界第2位のコメ輸出国。価格はタイより安い。
- ・ 日本向けの輸出実績あり(長粒種)。

豪州

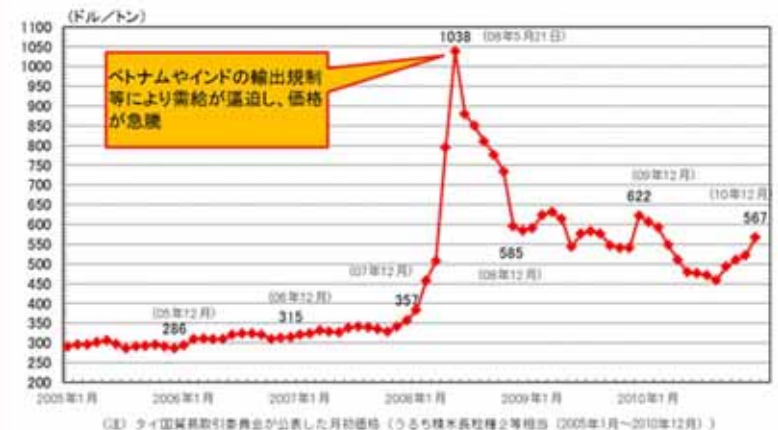
- ・ これまで最大で70万トンの輸出実績を有し、日本向けにも輸出実績あり(短・中粒種)
- ・ 2~3年前の大旱魃から生産量も回復しつつあり、輸出も再開。

○ 主な農産物の貿易率



資料:米農務省PSD(コメ、とうもろこし、小麦、大豆)(2010/11)、「Steel Statistical Yearbook 2010 (World Steel Association)」「鉄鉱石(2008年の数値)」、「KEY WORLD ENERGY STATISTICS 2010(IEA)」「原油(2008年の数値)」
注:貿易率=世界の輸出品/世界の生産量×100

○ コメの国際価格(タイ米輸出価格)の推移



(注) タイ国貿易取引委員会が公表した月別価格(うるち種米長粒種2等相当 2005年1月~2010年12月)

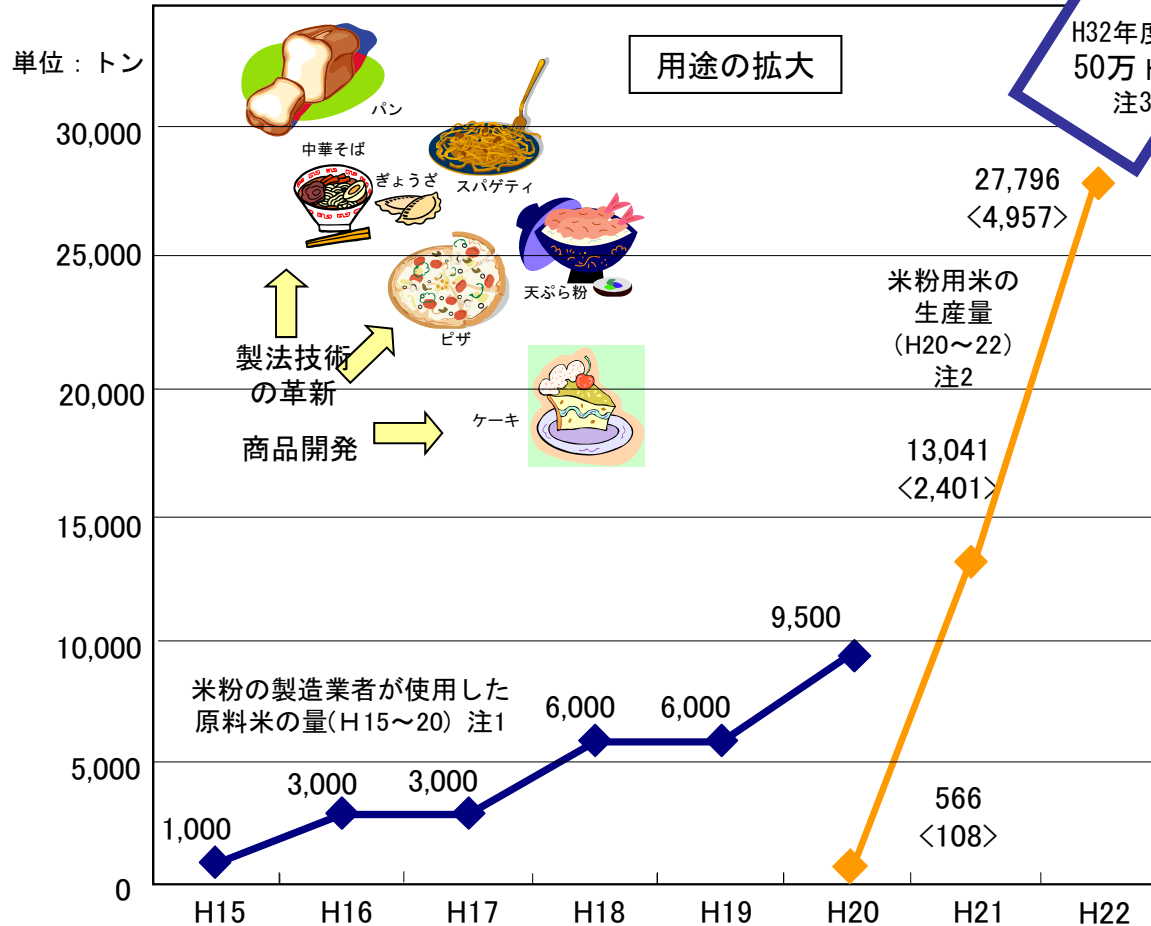
(7) その他

46	米粉用米の動向	64
47	飼料用米の動向	65
48	平成20～22年産の新規需要米の用途別認定状況	66
49	米トレーサビリティ法の概要・スケジュール	67
50	玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容	68

46 米粉用米の動向

- パン用・麺用等について米粉の利用促進を図っており、これまでの地域・中小企業の取組みに加え、大手企業も取組みはじめたことから、米粉用米の生産量は平成22年度で約2万8千トンに増加。
また、米粉パンを学校給食で導入した学校は、平成21年度で12,221校と給食実施校の約4割に増加。

○ 米粉用米の市場規模の推移



< >内の数字は米粉用米の作付面積 (単位: ha)
注1: 地方農政事務所等による製粉業者等からの聞き取り
注2: 農林水産省調べ (新規需要米取組計画認定結果から抜粋)
注3: 食料・農業・農村基本計画 (H22年3月閣議決定)

○ 都道府県別の米粉用米の生産状況 (H22)

	生産数量(トン)	作付面積(ha)
新潟県	9,574	1,731
秋田県	5,078	746
栃木県	1,816	364
宮城県	1,368	250
富山県	1,052	192
埼玉県	1,007	206
熊本県	637	109
群馬県	612	124
青森県	585	99
山形県	584	99
岡山県	533	100
北海道	528	104
...
全国合計	27,796	4,957

注: 新規需要米取組計画認定結果から抜粋

○ 米粉パンの学校給食導入状況

年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
米粉パン学校給食導入校数(校)	4,067	6,063	7,836	8,067	8,960	12,221
給食実施校数(校)	31,902	31,662	31,476	31,362	31,140	31,001
米粉パン導入の割合	13%	19%	25%	26%	29%	39%

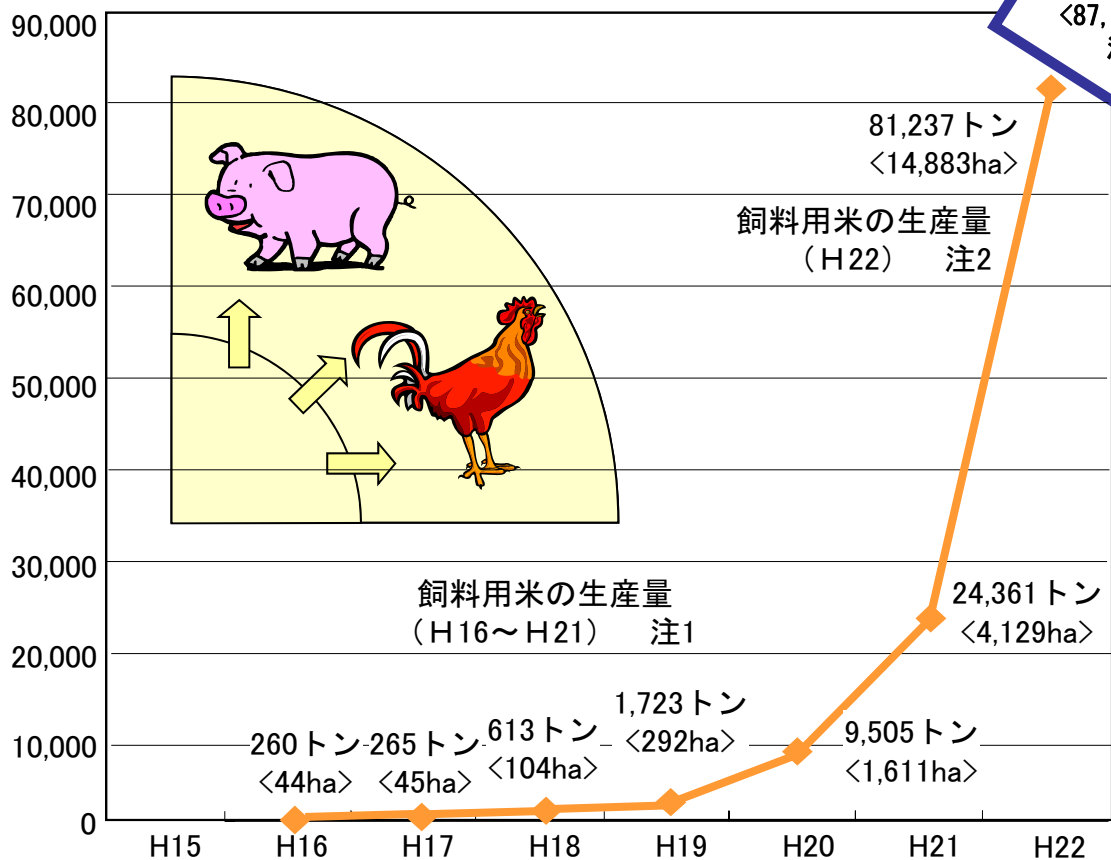
注: 農林水産省調べ

47 飼料用米の動向

○ 豚・鶏等について飼料用米給与の促進を図っており、飼料用米給与畜産物に対する畜産農家や消費者の理解も深まりつつあることから、飼料用米の生産量は平成22年度で約8万1千トンに増加。

○ 飼料用米の市場規模の推移

単位：トン



○ 都道府県別の飼料用米の生産状況 (H22)

	生産数量(トン)	作付面積 (ha)
宮城県	7,861	1,459
栃木県	6,869	1,285
山形県	6,647	1,092
秋田県	4,954	741
新潟県	4,642	859
青森県	4,573	834
岩手県	4,460	804
福島県	4,003	759
熊本県	3,677	654
茨城県	3,082	555
...
全国合計	81,237	14,883

注：新規需要米取組計画認定結果から抜粋

注1：農林水産省畜産振興課調べの作付面積に、単収590kg/10aを乗じて算出
 注2：農林水産省調べ（新規需要米取組計画認定結果から抜粋）
 注3：食料・農業・農村基本計画（H22年3月閣議決定）

48 平成20～22年産の新規需要米の用途別認定状況

用途区分	平成20年産		平成21年産		平成22年産	
	認定数量(トン)	認定面積(ha)	認定数量(トン)	認定面積(ha)	認定数量(トン)	認定面積(ha)
米粉用米	566	108	13,041	2,401	27,796	4,957
飼料用米	8,020	1,410	23,264	4,123	81,237	14,883
バイオエタノール用米	2,426	303	2,314	295	2,940	397
WCS用稲※ (稲発酵粗飼料用稲)	—	9,089	—	10,203	—	15,939
輸出用米	391	74	926	164	2,184	388
その他※ (わら専用稲、青刈り用稲等)	982	1,330	1,108	956	694	508
合計	12,386	12,314	40,654	18,142	114,851	37,072

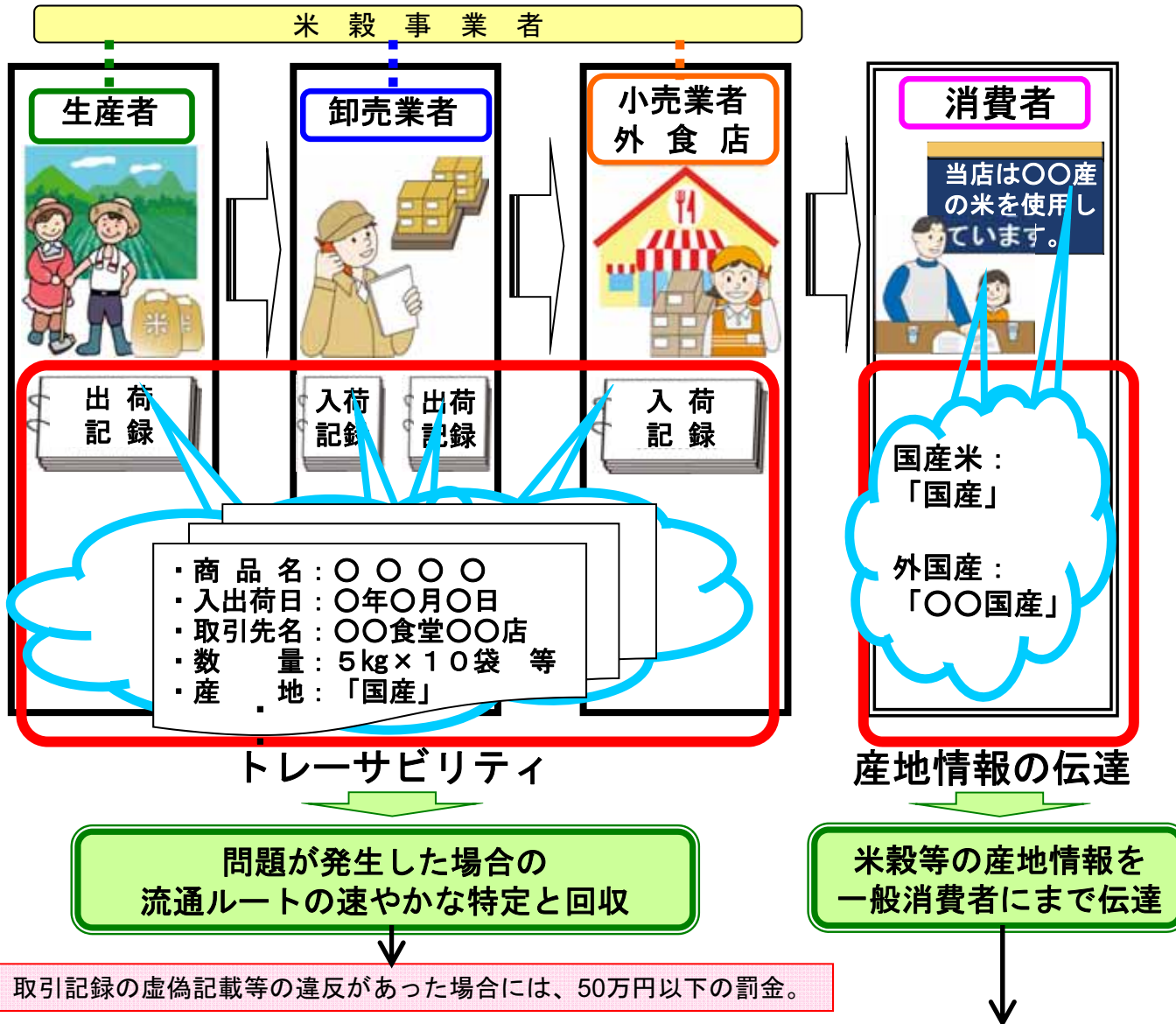
※:WCS用稲、わら専用、青刈り用稲については子実を採らない用途であるため生産予定数量はなし。

(参考)

加工用米	149,048	27,332	141,168	26,126	218,324	39,327
------	---------	--------	---------	--------	---------	--------

49 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要・スケジュール

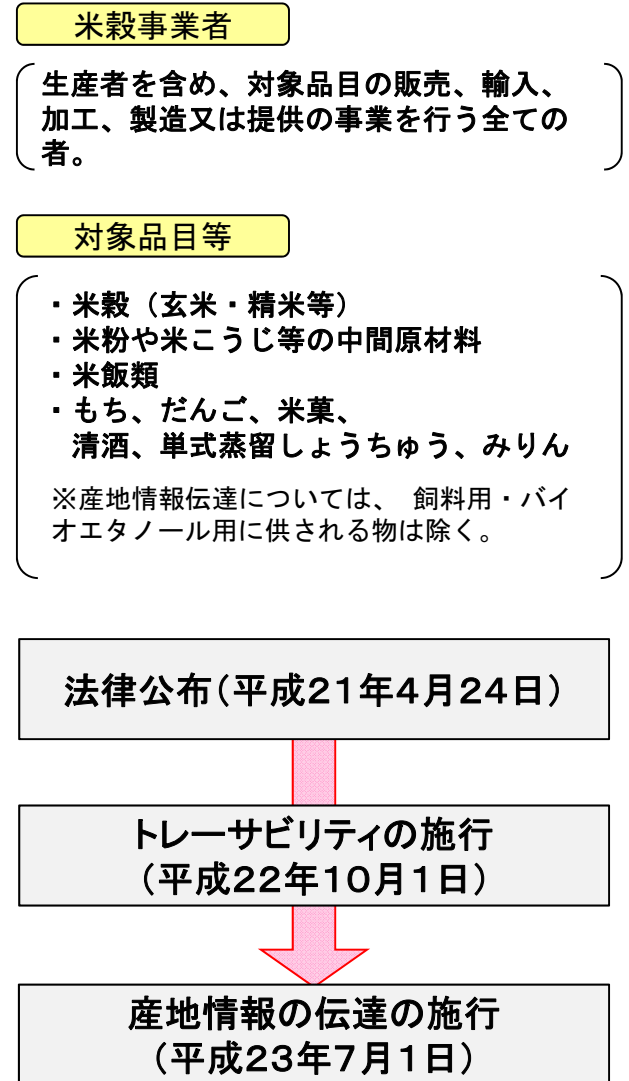
米トレーサビリティ法の概要



取引記録の虚偽記載等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。

事業者間で、虚偽の産地情報伝達等の違反があった場合には、50万円以下の罰金。
 一般消費者に対し産地情報伝達の違反があった場合には、勧告・命令（当該命令に従わなかった場合には、50万円以下の罰金）。

スケジュール等



50 玄米及び精米品質表示基準の見直しの理由及び内容

○見直しの理由及び内容

平成23年7月から「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下「米トレーサビリティ法」という。）に基づき、米及び米加工品を対象に消費者への産地情報の伝達が義務化されます。

玄米及び精米品質表示基準では、農産物検査法に定める検査を受けていない玄米を原料とした精米などには、都道府県名等の産地表示ができませんでしたが、米トレーサビリティ法に基づき都道府県名等の産地情報が伝達されることに伴い、このような場合でも都道府県名等が表示できるよう見直します。

現行の表示例

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産			8割

改正案の表示イメージ

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	〇〇県産 △△県産(産地未検査)			8割 2割

農産物検査等において産地の証明がされていない米穀について、米トレーサビリティ法の伝達情報に基づき産地名に「△△県産(産地未検査)」と記載できるよう見直しを行います。

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産			10割

	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	未検査米			
	国内産 △△県産(産地未検査)			10割 10割